

投稿論文

# 中学校教授要目改正（1911(明治44)年）における 「国文学史」廃止の意味

八木 雄一郎<sup>※</sup>

The meaning of abolition of Literary History in 1911

Yuichiro YAGI

## 1. はじめに

### 1-1. 問題の所在

1902(明治35)年の中学校教授要目（以下、「要目」と略記）において、国語及漢文科の第五学年第三学期に「国文学史」という科目が設置された。中学校の国語教育において「国文学史」を扱うことの重要性について、芳賀矢一は次のように述べている。

国学と云ふもの、主要なる目的が文学史の研究にあると同じく、中等教育に於ける所の国語と云ふもの、教授の中枢となり其の最も大切な所となるのは文学史でなければならぬのである<sup>①</sup>。

芳賀が強調するのは、「国文学史」の教授は、「日本歴史」の時間の中ではなく、あくまで「国文」（当時の正式な教科名称は「国語及漢文」）の中で行うことである。芳賀によれば、例えば万葉集の巻数や成立年代といったものは「日本歴史の一節としてそれ丈の事実は教へることが出来る」が、それは「国文学史」の教授ではない。国文学史とは「政治歴史、文明史とは又大に違つた領分」があり、あくまで別に「国文」の時間に扱わなくてはならないのである。その理由を芳賀は以下のように語っている。

文学史の目的は種々ありますが、元来文学史と云ふものは国民の思想感情を尽く発露したもので、それを知るのが目的であります。文学と云ふものは一般の科学に対し學術対しまして一種別なものである。真理を語るものでなく寧ろ空想を話すものである。さう云ふ領分を持つて居る

---

※筑波大学大学院人間総合科学研究科学校教育学専攻（人文科教育学）

文学それを取つて研究するのが文学史でありますので、其の国民の想像国民の思想の走つた領分を引括めて其の歴史を見るのが即ち文学歴史で、国民の心性と云ふものがそれに依つて分るものでありますし、国民の思想感情の歴史がそれに依つて分ると云ふことが文学史の目的であるのである<sup>49</sup>。

芳賀は『国文学読本』（1890(明治23)年、立花銃三郎との共著）、『国文学史十講』（1899(明治32)年）など多くの国文学史テキストを執筆、編集している。さらに、「要目」の原案となった『尋常中学校教科細目調査報告』（1898(明治31)年）の国語科調査委員を務めたことから、「要目」における「国文学史」の設置に大きなかわりをもったと考えられる人物である。したがって、「要目」の規定は「主要ナル文学時代 顕著ナル文学者 顕著ナル著作物 各種ノ文体、歌体」「国文学史ヲ授クルニハ我国ノ漢学ヲモ度外ニ置くヘカラス又上古文学ノ一斑ヲモ窺ハシムヘシ」というものにとどまるものの、上記の芳賀の論考によって、この新設科目に託された目的や意味を知ることができる。

しかし、要目から9年後（1911(明治44)年）の中学校教授要目改正（以下、「改正」と略記）において、この「国文学史」は、国語及漢文科の科目から廃止されることになる。「中等教育に於ける所の国語と云ふもの、教授の中樞」となるはずだった「国文学史」が、なぜ一度の改正で廃止されることになったのか。これについての文部省の公式な見解は、管見においては見出せない。先行研究についても、野地潤家（1974）が廃止の事実については記述しているものの、その廃止の背景などについての考察は行っていない<sup>50</sup>。「要目」における「国文学史」は、今日の国語教育における「古文」概念の原初の形態として考えられる<sup>51</sup>。したがって、その「改正」における廃止の要因を明らかにすることは、「古文」概念の形成過程を辿る上での不可欠な作業といえよう<sup>52</sup>。

## 1-2. 研究の目的と方法

そこで本稿は、「改正」における「国文学史」の廃止が、当時の国語教育においてどのような意味を持つものであったのかを考察することを目的とする。より具体的に述べれば、これは「改正」において国語及漢文科に生じた科目編成の変化の統一的な要因を説明することを試みるものである。

「要目」と「改正」とを比較すると、国語及漢文科全体の授業時数はほとんど変化していない（33時間→34時間（週当たりの授業時数の全学年合計））。しかしそ

の一方で、科目構成には、「国文学史」の廃止以外にも複数の点で変化が生じている。たとえば、従来の「要目」における「講読」は、「改正」において「国語講読」と「漢文講読」に分科している。また、「文法及作文」は、「文法」と「作文」に分科している。「漢文講読」は「講読」から、「作文」は「作文及文法」から独立した、いわば新設科目であり、いずれも「改正」において時数などが従来より増加している。これらに対して、「文法」と「習字」は、設置されていない学年があったり、設置はされているものの時数が定められていない学年があるなど、削減の傾向が見られる<sup>66</sup>。

「改正」においては、「国文学史」の廃止と同時に、このような科目構成や授業時数の変化が生じているのである。この中で、特に「作文」の重点化は、「国文学史」の廃止の要因との関連性において注目したい現象である。総授業時数がほとんど変化していない以上、一方の廃止と一方の重点化は、あるひとつの方針の反映と思われるからである<sup>67</sup>。

以上のような問題を解明する方法としては、「要目」から「改正」の間、すなわち明治35年から44年の間に『教育時論』や『國學院雑誌』などに掲載された論考などを中心的な資料として用い、その中で「国文学史」の存廃をめぐるどのような議論が交わされていたのかを調査する。そして、教育制度史に関する先行研究や作文教育の知見などもふまえながら、「改正」における「国文学史」廃止の背景を明らかにし、その意味を考察していきたい。

## 2. 文部省の諮問と中学校長会議の答申

### 2-1. 中学校教授要目に対する批判

「国文学史」の廃止について論じる前に、まず「要目」が改正された背景について言及しておく必要があるだろう。本稿で紹介する複数の議論は、いずれも根本的には、「要目」の規定するカリキュラムに対して論じられてきたものであり、「要目」の問題点を改善し、中学校の実態に即したものにしようという提案や試みであるためである。

『教育時論』は要目について、ほぼ一貫して批判的な立場を示している。その批判は、「各学科相互の連絡保たれずして、全体の統一を失へる弊」から発している。この「弊」について『教育時論』が憂慮するのは、次のような状況である。

教師各その学生を強ひて、ひとへに自己の担任学科に多く力を注がしめ

んことを望み、数学の教師は、学生をして皆数学家たらしめんとし、英語の教師は又、学生をして皆英学者たらしめんとするが如き弊害あるを免れず、生徒に対する要求の過大なる、日々の教授時間外に、尚多大の時間を研学に費さしめずんば止まずして、これが為に学生身心の発達上大なる障害を来たさざるべきやの恐なきにあらず<sup>99</sup>。

つまり、「要目」の規定のままでは各教科の専門性が高すぎるため、授業についていけない生徒が出てくる恐れがあることを難じているのである。さらに、「教師が、教授に熟せず、注意の粗陋なる、一学年間に於いて、予定の教授を為すこと能はず、歴史の如き、古代に精しくして、現時の事は授けずして終はるが如きこと多くあるが如し」<sup>100</sup>と、規定の時間内にすべての内容を教授できない可能性があることも指摘している。

このような批判はそもそも、「要目」の原案にあたる『尋常中学校教科細目調査報告』（1898(明治31)年)の時点からなされていたものである。この調査は、文部省が「中学教育ノ統一」を図るために委員を任命し、行ったものである。『教育時論』は、この調査で任命された委員たちの所属が大学や高等師範学校などに限定されており、中学校の教師がそこに含まれていないことを批判している。

該委員三十余名の内、八九分通りは、大学教授、若くは、高等専門の学校教員より撰任したれば、委員其人々は、高等学問に係る事理にこそ深けれ、孰れも、中学校程度なる教授の実際に味くして、或は、高等学校以上の教科に適すべき事項を、細目として設定せんとするもあり、或は、一概に、卑近卑近と唱へて、小学校の児童に教授すべきほどの教科を、細目に編入せんとするもありて、今に於て、茫々津涯を弁せずといふ<sup>101</sup>。

『教育時論』の論点は、現場の実態と乖離した『尋常中学校教科細目調査報告』が原案となって中学校教授要目が作成されたことにあった。このような批判は、「要目」の改正を導いた世論のひとつとして認められるだろう。「要目」以降、国語及漢文科においては、「国文学史」の存廃に関するものをはじめとして様々な議論が交わされた。その背景には、国語教育のみに止まらず、中学校教育全体にわたる議論があったのである。次節で言及する文部省の諮問および中学校長会議の答申も、以上のような「要目」批判を背景として提出されたものであるといえる。

## 2-2. 「国語科に於て国文学史を教授するの要否」

1909(明治42)年に文部省は、中学校長会議に対して「国語及漢文科教授の改善方法如何」「国語科に於て国文学史を教授するの要否」について諮問している<sup>(11)</sup>。それに対する中学校長会議の答申は、まず「国語及漢文科教授の改善方法如何」について、13項目にわたり教科内容や方法の精選を促している<sup>(12)</sup>。さらに、「国語科に於て国文学史を教授するの要否」に対する答申は「国文科に於て国文学史を教授するを要せず」というものであった。

これより約2年後に公布された「改正」の文言には、中学校長会議答申の影響を読み取れる箇所が少なくない。特に、「注意」の項には、故事成語などの教授があまり専門的にならないこと、文法を「講読」や「作文」に付帯して教授すること、作文教授における添削に関することなど、中学校長会議の答申が直接的あるいは間接的に反映していると思われる記述が複数ある。その中でも「国文学史」の廃止は、最も直接的に答申の考え方が表れたものだといえるだろう。

当時、高等女学校の教師だった芝野六助は、茗溪会発行の『教育』誌上において、「中等教育の国語教授を論じて読本編纂に及ぶ」という論考を複数回にわたり掲載している<sup>(13)</sup>。その中で、中学校長会議の「国文学史」廃止を促す答申について「此の『要せず』の意は絶対に必要無しに意にあらずして、他に退引ならぬ必要の者これ有るが為に、教ふる時間無きが故の『要せず』なるは明かなり」と述べ、答申に至った背景について考察している。

愚思へらく、此最大の理由は我等国語教師は、国文学史の力少く、随て教授方法、此課を設けし目的に合はざるが為なりと。次の理由は、国文学、之を歴史的に説明するほど、生徒は国文学の素養無きが為ならん。次は時間の経済より来りしものならん<sup>(14)</sup>。

ここで芝野が指摘しているのは、「国文学史」廃止の背景には、教師の問題、生徒の問題、そして授業時数の配分の問題があったことである。このうち、教師の問題および生徒の問題については、前掲の『教育時論』における「要目」批判を援用することができるだろう。それは、「要目」の内容が現場の実態と乖離していることが生徒の学力低下を招くことを批判するものであった。

以下においては、柴野が三点目に指摘している「時間の経済」について考察したい。これは、具体的な授業時数の増減の問題には止まらず、中学校の学習内容や範囲、あるいは程度をどのように設定するのかという議論と深くかかわってくるものである。そして管見に入った資料からは、「国文学史」の廃止がこの点にお

ける問題を背景として生じたことが示唆されるのである。

### 3. 「国文学史」廃止の背景についての考察

#### 3-1. 「国文学史」の不要論と擁護論から

富岡中学校教諭・安倍徳太郎は、『教育学術界』誌上において「中等教育（主に中学校）に於ける『国語科』の地位」という論考を複数回掲載している。この中で「国文学史」について「中学校は専門教育でもなくその予備校でもない以上は、こんな学科を一科として系統的に組織した抽象的な理法を授ける必要はない」と、その不要論を展開している。安倍が根拠とするのは、「国文学史」の『『国史科』との重複」、そして『『講読』との重複』という二点である。前者については、「国史」の教科書には「文化発達の主要な一現象としてかならずこの文学の歴史をも記してある」ため、別に「国文学史」を設けて時間を「徒費」する必要はないと述べる。さらに、「文化発達の事項中なぜ文学だけ特別に必要であるか」とも述べている。「その外の宗教や美術や風俗や言語などの歴史にひかくして文学の歴史だけが特に必要な理由はいづくにあるか」とし、「国文学史」の特設は「文学専門家の越権偏見」であると批判するのである。後者については、「講読」には「各課の文章作者やその書籍の解題やその時代の梗概をも附言する必要がある」ため、それによって「国文学史」の要素は教授できるとしている。さらに『『講読』』だけでは主に現代近古中古ぐらゐの文学を知らしめるけれど、古代や上古文学を教へることが出来ない」と考える人々がいるとしながら、それに対して次のように批判している。

「国史」の教科書と「文学史」の教科書との相違点を比較して見ると、つまり前者よりも後者が幾分か精細である。しかもその精細といふ点は、その著作物より一二節の文章や詩歌を摘出してあるだけである。しかるにこれがまたはなほだ困る、宣命体の文や万葉集の歌が開卷第一に引かれてあると、書物にある以上は教へずに素通りも出来まい、教へるとすると、生徒の学力に不適當でかつ不必要なものばかりである、適當で必要なものは大抵読本中に網羅してあるはずである。時間に余裕があるならば前章に詳論したように「読むこと」「話すこと」「作ること」に骨折るべきである。「文学史」などの余計な事に費すのは不經濟至極である<sup>45)</sup>。

つまり、「国文学史」の内容は、「普通教育」のレベルにとって適当でないというのが、安倍の主張である。安倍によれば、「普通教育」は「広く浅い方の教育をなすべき所」である。そのため、「外延が狭く内包が深い方」である専門教育的な「国文学史」は、「普通教育的でないからこれを『国史』や『講読』や『作文』などに附帯教授すべし」としている。さらに、「国文学史」の内容は『『講読』『作文』『国史』教授の目的中に必然にこの仕事が含まれてる』ことになるため、「国文学史」を科目としてのみならず、教材あるいは単元として明示する必要すらないと論じている。

安倍のような「国文学史」不要論がある一方で、擁護論としては、『教育時論』に掲載された野村八良のものが挙げられる。東京府女子師範学校教諭である野村は、文部省の諮問をふまえて、「時間は甚だ少いが、とにかく、国文学の統一した史的観念を与へることは出来る。それで、折角現在実行してゐることでもあるから、此の際之れを取除かないで、そのまゝにやつて行つてはどうかと思ふ。」と、「国文学史」を存続させることの価値を見出そうとしている。安倍と同様に、ここでも「国文学史」は、「国史」や「講読」と対比させながら論じられている。

此の国語と国史とが国民教育の上での根本ともなり、基礎ともなるのであるが、国文学史は、国史を経とし、国語を緯としたので、或は、此の両者に各々中心点を於て楕円形を書いてゐるやうなものだとも云へよう。つまり積極的に重要な学科であり、中学校においては、もとより精密な巨細な教授は出来ないにしても、当然教授すべきものである<sup>100</sup>。

そして、「文明史的智識は国史で教授するし、国文学の普通に名高いものは、散文にしても、歌にしても、国語の講読で教授するから」というような理由による「国文学史」不要論を「遺憾」とし、次のように述べる。

中学校だけで国語の教育が完結して、或は軍事、医学、理学、実業といふやうな方面に出て行く人にとっては、一部の人を除いては全く国文学史の概要をも知らないことになる。之れは大国民の常識なり、たしなみなりの上から見て、どうもふさはしくない事と思われる<sup>101</sup>。

野村によれば、「国文学史の事實は、すべて悉く之れを国史に移す事は出来ないし、又、国語の講読の方では系統は立つものではない」のである。「国文学史」は高等女学校では設置されておらず、また師範学校では先に廃止されていたが、「中学校は、女子教育とか、師範教育とか、いはば特殊な傾向を離れて、一般社会の

各方面の伍に入る人士を出すのであるから、学校の成り立ちから云つても、之れはそのまゝにして置いてよからうと思ふ」とする。そして「第一、文明史、文化史として取扱ふ事」「第二、純文学のみを取扱はないで、広く各般の文献に亘り、本邦に於ける漢文学をも併せて説く事を要する」「第三、国文学は、主として、物語にしても、歌にしても、一部分の階級にかかはつた文学で、技巧詩である。さういふ方面と共に、民俗文学たる神話、伝説、童話、民間信仰、謎語、民謡の方面にも及ぼす必要がある」「第四、国文学史は、一面に於て、文献学史として、學術の発達をも明かにし、漢学なり国学なりの成述をも示すやうにする事も入る」という提案をし、「国文学史」の位置づけや内容を改善するよう述べている。

ここで紹介した安倍と野村の見解の相違は、中学校の学習内容の範囲あるいは程度についての考え方の相違から生じているといえる。これはそもそも、中学校、あるいは「普通教育」というものをどのように捉えるかという問題に起因するものだろう。前掲のような議論がなされていた時期は、中学校の規模や性格が変化していく時期だった。中学校の学校数、生徒数は、1890年代（明治23～32年）から1900年代にかけて（明治33～42年）、ともに着実に増加の傾向を示している<sup>(98)</sup>。さらに、米田俊彦（1992）が指摘するように、1900年代は、従来の中学校が担ってきた「エリート養成」という性格が以前よりも弱まった時期であった。1900年代は、高等学校への進学割合が著しく低下する一方で、私立の専門学校への進学割合が増加する時期である。このような進学先の多様化の傾向から、米田は、1900年代において「中学校と帝国大学との関係、すなわち中学校のエリート養成という性格は90年代よりもかなり弱まったといえるだろう」と述べている<sup>(99)</sup>。このように、中学校の役割が変化していく過程では、必然的に、その教育内容の範囲や程度が見直されることになる。その見直しの過程において、「国文学史」が存廃の微妙なボーダーライン上にあったことは、「国文学史」について不要論や擁護論などの様々な議論が生じていたことが示している。

### 3-2. 作文教育の動向から

先述したように、「改正」においては、「国文学史」が廃止された一方で、「作文」や「漢文講読」には重点化の傾向が見られる。特に「作文」に関する各誌の論調は、「国文学史」に関するそれと対極的なものであるといえる。すなわち、「要目」においては「中等教育に於ける所の国語と云ふもの、教授の中樞」（芳賀）とまでされたものの、「改正」では「普通教育」の範囲を超えているという評価に



至ったのが「国文学史」であったのに対し、「要目」までは看過されてきたものが、「改正」では非常に重要視されるようになったのが「作文」なのである。

『國學院雑誌』は、文部省の諮問をふまえて今後の中学校の国語教育について論じている記事において、「昨今」の中学生の「国語に関する実力の乏しきは実に驚くべき状態」であるとしている<sup>(20)</sup>。ここで『國學院雑誌』が「実に驚くべき状態」と非難する中学生の学力が、具体的にどのような側面に関して述べられているものであるかについては明確でない。しかし、中学校の生徒は「高尚なる理論を授くるを要せざれども、社会の実用には相当に応じ得るやう」養成されるべきであると主張していることや、同誌次号において「教授がすべて実際に適切ならむ」ことを主眼として、「作文を多作せしめ、書翰文の形式を熟知せしめ、習字と講読作文との連絡を一層ならしむる」ことが「当今の欠点を補ふに足るものといふべし」と論じていることから、作文や手紙を書く素養が、中学生に欠落していることを訴えているものと理解することができる<sup>(21)</sup>。このように、生徒の文章能力や作文教授の現状を慨嘆しながらその重要性を訴える論考は、「要目」から「改正」の間において散見される<sup>(22)</sup>。例えば、文科大学の岩佐重一は次のように述べている。

中等教育に於ける作文科は、更に寸毫の発展もなさないのみならず、甚だしきは無用の長物視されて居る様な観があるのは、頗る遺憾の極である<sup>(23)</sup>。

岩佐によれば、作文科は「国語教授中の中心とも云ふべきもの」であり、「極めて重きを置かねばならぬ筈である」にもかかわらず、現場の教師が作文の授業を受け持つことを「一の災難」と思っていることを非難している。このような状況で生徒の文章能力の発達を願うことは「木に倚りて魚を望むよりも至難の事である」という。

北海道庁立札幌中学校教諭・佐藤正範も以下のように嘆く。

我が教育界に於ける作文の成績は、終始一貫微々として振はず、而も近年々々歳々陵遲頽墮に傾き、實際生徒の作文を検閲添削する毎に（略）紙を掩ひて嘆息すること、嘗に数次のみに止らず…<sup>(24)</sup>

そして佐藤は、「一、中学校令施行規則及び教授要目の改正」「二、作文教授時間の配当」「三、教科用書及び文例募集」などの具体的な提案をしている。このうち、「一」は、作文が「各科目と共に独立の一科目に配伍」されること、「二」は、「作文教授は第一学年より第五学年までを通じて、毎週一時間づゝの時間を配

当すべき規定を設けられたき事」という提案である。「改正」において「作文」は、国語及漢文科内の一科目として「独立」し、全学年に設置されることになったのは前述のとおりである。佐藤の論考が具体的にどの程度の影響力を持ったものかは定かではないものの、「改正」における変更が佐藤の提示したものに近似したかたちになっていることから、結果的に佐藤の主張は、当時の世論を反映していたものであったといえることができるだろう。

「国文学史」廃止の背景として「時間の経済」を挙げた前掲の柴野六助は、「講読」との連係において「作文」を語っている。

文章の下手な事と読書力の乏しき事とは、其の原因を一にす。即ち多く読まざるが故に、読書力乏しく、多く読まざるが故に、又多く作らざるが故に、作文が下手なるなり。多読（名文暗記も此に含まる）多作は作文上達の秘訣なり<sup>65)</sup>。

ここで柴野は、「読本一種主義」を標榜している。すなわち「講読」の教科書で、「文法」、「文学史」、さらには「作文」も兼用することができるのである。「作文」重視の中で生じた「国文学史」の廃止は、教科内容や教授法の合理化の一貫として捉えることも可能だろう。

#### 4. まとめ

「国文学史」の廃止を促した中学校長会議の答申の背景には、中学校の教育内容の精選や改善への志向があると考えられる。「国文学史」の廃止が意味するのは、そのような志向の実体化である。先述したように、中学校の役割が「エリート教育」から変化しつつある中で、1902(明治35)年の「要目」はその変化に対応しているものではなかった。それに対して様々な教育誌上で「普通教育」の範囲や程度が議論されることになった。国語教育においては「国文学史」がその俎上に載せられることになり、結果的には「普通教育」の内容としてはふさわしくないものとして見なされ、答申や「改正」に反映されたのである。

今後の課題として残るのは、教材構成の史的変遷の観点から「国文学史」の廃止を論じることである。これによって、その廃止のもうひとつの意味を導出することができると思われるからである。

「要目」を起点として考えるとき、それから9年後の「改正」における「国文学史」の廃止は、一見、方針の転換のようにも見える。しかし、明治20年代以降の

国語教育論の展開をふまえると、この廃止はむしろ、必然的なものであるといえよう。明治20年代から継続的に論じられてきたのは、日常的に使用する言語や文章を教育内容の中心にするということであった。そして同時に「現今」の国語教育や教科書が、古語・古文偏重であることの批判であった。日常的な言語を中心にする方針を明示し、確定したのが1902（明治35）年の「要目」である。「要目」において「講読」の範囲は、原則的に近古時代（鎌倉・室町）以降とされ、上古・中古時代の文章（特に和文体の作品）は、そこから除外されたのである。管見の資料からは、この動向や論調は「要目」以降、より強まったと見ることがができる。「要目」では、近古以降の文章を「講読」で扱う一方で、主に中古以前の文章を補完的に扱う役割を担ったのが「国文学史」だった。この設置によって、中古以前の文章を中学校の国語教育の内容として存続させることが可能になったのである。しかし、「要目」から「改正」に至る過程で、本稿で採り上げたような「国文学史」不要論が現れ、結果的に廃止されることになるのは、明治20年代からの動向が強まり、徹底されたことの証左といえるだろう。「改正」によって、制度上からは中古以前の文章を扱う時間や科目が消滅したのである。

## 注

- (1) 芳賀矢一「中等教育に於ける国文学史」『教育公報』276号、1903(明治36)年10月15日、p.4
- (2) 同上
- (3) 野地潤家(1974)『国語教育通史』共文社
- (4) 筆者は、「古文」概念の形成過程の解明について、継続的な研究を行っている。八木雄一郎(2006)「小中村義象の国語教育論—明治20年代における『国語観』の時代的拡大』の中で—」(『人文科教育研究』第33号)、同(2007a)「『国語』と『古文』の境界線をめぐる対立—『尋常中学校教科細目調査報告』(1898(明治31)年)における上田万年と小中村義象—」(『国語科教育』第61集)、同(2007b)「中学校教授要目の成立過程における文章観」(『日本語と日本文学』第45号)。
- (5) 現行の学習指導要領においては「古典」という科目の下位分類として「古文」と「漢文」が設置されており、「日本の古典」を「古文」と呼称することになっている。先行研究においては、ハルオ・シラネ、鈴木登美(1999)は、古典文学作品を「古典(カノン)」という概念として捉え、重要な古典と見なされているテキスト群が、選別、聖別、規範化などを経て価値ある「古典」となるまでの過程(「カノン化」)を分析している。本稿では、このような「古典」概念の定義をふまえたうえで、学習指導要領上で使用される「古文」という呼称を用いている。

- (6) 「改正」の「注意」の項には「文法ハ特ニ其ノ時間ヲ設ケサル学年ニ在リテモ便宜講読・作文等ニ附帯シテ之ヲ教授シ又ハ練習セシムヘシ」「習字ハ特ニ其ノ時間ヲ設ケサル学年ニ在リテモ作文・書取其ノ他ノ場合ニ於テ常ニ書写ニ練熟セシメンコトヲカムヘシ」とあり、どちらも各学校、教師の裁量でその扱いの多寡を調整できることにはなっている。
- (7) 本文中にも述べているように、「改正」においては「漢文講読」にも重視の傾向が見られる。具体的には、「要目」において「国語漢文ヲ課スル比」として示されていた「国語」と「漢文」の取り扱いの比率が「改正」において変化し、全学年において「漢文講読」の比率が上昇しているのである。この背景について打越孝明(1994)は、明治40年代前半に「漢学復興」と呼ばれる現象があったことを指摘している(「明治40年代の思潮―『漢学復興』の背景と教育」『大倉山論集』第36号)。筆者が本稿の作成過程で閲覧した雑誌資料や教科書資料からは、打越の指摘を補強あるいは克服しうる観点を提出することができなかった。そのため、「漢文講読」については本文中での言及を避けた。
- (8) 「中学校教授要目の発布」『教育時論』606号、1902(明治35)年2月15日、pp. 44-45
- (9) 同上、p. 45
- (10) 「中学校教科細目調査に就て」『教育時論』459号、1898(明治31)年1月15日、p. 10。同様の批判は「尋常中学校教科細目調査委員」(同誌448号、1897(明治30)年9月25日)においてもなされている。
- (11) 「中学校長会議の答申」『國學院雑誌』第15巻第8号、1909(明治42)年8月15日、p. 105
- (12) 諮問「国語及漢文科教授の改善方法如何」に対する答申は以下の通りである。
- 一、国語及漢文科教材は国民道徳に資すべき材料を多くし他の学科に於て確実なる知識を習得せしむべき教科は之を省くこと
  - 二、講読は通読と精読とを並行せしめ其総量を増加すること。但し適当なる教科書を編纂すること
  - 三、講読の際常用文字熟語等に就ては適度に其類字類語等を示し其応用を知らしめ其練習をなさしむること
  - 四、故事、語源等の説明は普通必要なるもの、みに止め専門的範囲に入りて時間を徒費することを避くこと
  - 五、講読は一語一句を解せしむると同時に全文の大意をも捕捉せしむること
  - 六、名文を暗記せしむること
  - 七、文法は初年級より教科書を用ふる場合に於ても講読作文の際に適切なる例に依り實際上之を修得せしむること
  - 八、作文の順は成るべく実用的のものを選ぶこと、し特に他の学科に於て授けたる事項を採り連絡を保たしむること
  - 九、書翰文の形式を熟知せしむること
  - 十、作文に於ては添削の方法を簡便にし生徒をして多く作らしむること

- 十一、書取を多くし既に学びたる漢字、熟字等に習熟せしむること  
十二、習字と講読及作文との連絡を一層密接ならしむること  
十三、他の学科に於ても教授の際漢字熟語等に就ては特に注意して其知識を精確にせしむること
- (13) 論考の中に「余は現今、高等女学校に奉職す」とあるのみで、所属校は明示されていない。
- (14) 芝野六助「中等教育の国語教授を論じて読本編纂に及ぶ(つゞく)」「教育(茗溪会)」324号, p.9
- (15) 安倍徳太郎「中等教育(主に中学校)に於ける『国語科』の地位」『教育学術界』第17巻第6号, 1908(明治41)年9月10日, p.66
- (16) 野村八良「中学校と国文学史」『教育時論』873号, 1909(明治42)年7月15日, p.9
- (17) 同上, p.9
- (18) 文部省内教育史編纂会(1939)『明治以降教育制度発達史』(教育資料調査会)附載の「学事諸統計」を参照。例えば1899(明治32)年には学校数191校, 生徒数69,179名だったものが, 1909(明治42)年には学校数305校, 生徒数118,133名となっている(全国の官・公・私立の総計)。
- (19) 米田俊彦(1992)『近代日本中学校制度の確立—法制・教育機能・支持基盤の形成—』東京大学出版会, pp.117-118
- (20) 「中学校の国語」『國學院雑誌』第15巻第7号, 1909(明治42)年7月15日。「叢報」欄の掲載記事であるため、執筆者は明記されていない。
- (21) 「国語漢文の教授」『國學院雑誌』第15巻第8号, 1909(明治42)年8月15日
- (22) 滑川道夫(1977)は明治期の作文教育を概括して「修辭的作文から、離脱して、しだいに違意の作文へ向う過程としてとらえることができるだろう」と述べている(『日本作文綴方教育史1〈明治篇〉』国土社, p.353)。この指摘を、明治末期の作文教育論の趨勢が実用的な文章を書く素養への志向にあったことの傍証として挙げておきたい。
- (23) 岩佐重一「中等教育の作文科に就て(上)」『教育時論』792号, 1907(明治40)年4月15日, p.10
- (24) 佐藤正範「作文教授に関する文部省諮問案に就きて」『教育時論』800号, 1911(明治42)年7月5日, p.9
- (25) 脚注(14)の論考より引用。

## 参考文献

増淵恒吉編(1981)『国語教育史資料 第五巻 教育課程史』東京法令出版

# The meaning of abolition of Literary History in 1911

Yuichiro YAGI

## Summary:

Set up in 1902, Literary History attracted attention as “the most important subject in Japanese”. However, Literary History was abolished when system revision was made in 1911. The reason why Literary History was abolished after only 9 years is not clear. Official opinions by the Ministry of Education have not been discovered. This writing examines the background in the abolition of Literary History based on the articles and theses carried in education magazines in those days. This is indispensable in following the formation of today’s Japanese Classics concept. Since the content of Literary History was too specialized, the education magazines at the time criticized educational content prescribed by the educational system was not practical for junior high school. The inquiry of the Ministry of Education in 1909 had the most direct influence on the abolition of Literary History. And also the report of a meeting organized by the principals of the junior high school. The system revision effected in response to this report aimed at the improvement of education content. Namely, the educational content that was criticized as not suitable for actual condition of the junior high school was reconsidered and the curriculum suitable for scholastic ability level of the junior high school was created. At this time, Literary History was judged unnecessary in Japanese junior high school and was abolished. On the other hand, Composition attracted attention as an important subject newly and number of school hours is increased. What remains for further research, as a result of the abolition of Literary History, is how the composition of teaching materials for Reading has changed. This investigation enables us more comprehensive discussion about the abolition of Literary History.